

平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

(H28 - 政策-指定-006)

総括研究報告書

研究代表者 泉田信行（国立社会保障・人口問題研究所）

#### 研究班の構成

##### 分担研究者

泉田 信行 国立社会保障・人口問題研究所

阪東美智子 国立保健医療科学院

佐藤格 国立社会保障・人口問題研究所

渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所

安藤道人 国立社会保障・人口問題研究所

藤間公太 国立社会保障・人口問題研究所

大津唯 国立社会保障・人口問題研究所

小西杏奈 帝京大学経済学部経済学科

##### 研究協力者

浦川邦夫 九州大学

岡田徹太郎 香川大学

倉地真太郎 後藤・安田記念東京都市研究所

島村玲雄 熊本大学

土橋康人 King's College London

森周子 高崎経済大学

#### 要旨

**目的:** 本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

**方法:** 分担課題ごとに、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計、文献検討、シミュレーション分析枠組みの構築を行った。各国の居住保障政策の実態について住宅手当（家賃補助）、社会住宅に焦点化してイギリス、フランス、デンマークの現地調査を実施した。

**結果:** 平成 25 年度の「国民生活基礎調査」の再集計により貧困にかかる幾つかの指標値を得た。住宅・土地統計調査等の個票データの分析に際して、最低居住面積水準未満率が 1 人世帯や 30 歳代前半の若年層や女性において高いことが確認された。また、住宅の質が、特に低所得層の、個人の健康等に対してどのように影響するかの観点からの分析も

必要と考えられた。各国の居住保障政策については、住宅手当（家賃補助）及び社会住宅を中心に、共通して直面する課題と各国別の課題が今年度の調査対象国（フランス、デンマーク、イギリス）について把握された。

**考察及び結論：**「国民生活基礎調査」の再集計については他年度のデータで同様に総合的な知見が得られるか、社会経済状態や単身化・高齢化など人口構造の変化などが貧困率に与えていた影響に関する分析を行う必要がある。提供を受けることができた「住宅・土地統計調査」を用いて、最低居住面積水準未満率が高い1人世帯や30歳代前半の若年層や女性の居住する住宅の質に注目した分析、さらに低所得者の居住する住宅の質が健康などに対してどのような影響を与えるかの分析が必要であると考えられた。今年度利用可能になると考えられる国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（平成29年度）の個票データを用いて、相対的はく奪・社会的排除の日本の実態について詳細な分析を、住宅の側面も含めて迅速に行う必要がある。各国の居住保障政策については、調査対象国の住宅手当（家賃補助）及び社会住宅それぞれの制度の詳細及び課題、それに対する政策的対応について、社会保障制度全体における居住の側面の位置づけを含めて、さらに詳細に吟味する必要がある。さらに、これらの結果と、各国の社会経済状態が変化してきている現状を踏まえつつ、統計データによる国際比較を適切に融合して、各国の居住保障政策の実態を多面的に明らかにすることが重要と考えられた。研究班全体として、日本国内の状況についての数量的分析結果を、今年度利用可能になる「生活と支え合いに関する調査」平成29年度版個票データの分析結果を含めてさらに迅速に算出すること、各国の住宅手当（家賃補助）・社会住宅を核とした居住保障政策の分析及び各国を横断する分析をさらに詳細に行うこと、それら個別の検討結果を学際的な本研究班員全体で議論して分析内容の精緻化・総合化を図ることが必要であると考えられた。

## A.研究の目的

本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

## B.研究の方法

分担課題のうち、「貧困率の測定に関する研究」については二次利用申請により提供を受けた厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計による分析を、「住宅の質に関する研究」、「低所得者の住宅・住居の実態及び課題

の把握」については、文献サーベイ及び公表統計の分析を行いつつ、総務省統計局「住宅・土地統計調査」の二次利用申請を行い、分析の準備を行った。「排除指標に関する研究」、「剥奪に関する研究」については異なる観点からの文献調査を引き続き本年度は行った。研究課題「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」についてはLIAM2と呼ばれる分析プログラムを用いて、シミュレーション分析の全体枠組みの構築を行った。各国の住宅手当（家賃補助）及び社会住宅に焦点化した居住保障政策の実態把握については、イギリス、フランス、

デンマークの現地調査を実施した。

## C.結果

### C-1) 「相対的貧困率の推計」

平成 25 年度の「国民生活基礎調査」の再集計により、年齢階級別にみると高齢者の貧困率が高く、特に高齢女性が深刻であった。住居形態別では、公営賃貸の貧困率が高いが、高齢者では民間賃貸の貧困率の方が高くなっていることが分かった。

### C-2) 「住宅の質に関する研究」

文献レビューの結果として「住宅・土地統計調査」を用いた居住水準に関するものが多くみられたほか、「全国消費実態調査」を用いた住居負担に関する研究、住宅資産に関する研究などがあることが指摘された。既存統計の多くが世帯単位で実施されているため、世帯主以外の世帯員の情報が少なく、個人単位の分析が困難である点の指摘もなされた。

「住宅・土地統計調査」の公表データの分析から、最低居住面積水準未満率が 1 人世帯や 30 歳代前半の若年層や女性において高いことが確認された。

### C-3) 「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」

経済学の視点から「住環境の貧困が健康に与える影響」及び「住宅政策が低所得層に与える影響」について、「住宅・土地統計調査」の分析を視野に入れつつ、文献調査が行われた。詳細は両報告書にあるが、前者は住環境の剥奪と健康について、(住環境の) 剥奪指標を構成する際に、主成分分析 (Principal component analysis) や因子分析 (Factorial analysis) を用いることにより剥奪指標の性能を改善する方法があることを

指摘しつつ、住宅の剥奪が健康に与える影響を測定した研究等を整理している。

後者は、米国において行われた貧困世帯に対する住宅バウチャーの提供によって居住環境・近隣環境の変化が、成人や子供の様々なアウトカムに与える実験にかかる研究について検討し、住宅・土地統計調査を活用して住宅政策が低所得層に対してどのような影響を与えるかについて含意を得た。

### C-4) 「社会的排除とその指標に関する研究」

大津分担報告は、社会的排除についての経済学の観点から文献検討を行い、社会的排除を測定するための操作的な定義の設定やそれに基づく測定、政策的活用が EU やその領域国において活発に行われてきたが我が国では低調であることを指摘した。

藤間分担報告は、社会的階層論において研究者間で合意のとれた変数としての社会階層の定義が未だになされていないことを踏まえ、社会的排除、相対的剥奪についての研究が政策的に含意のある知見を導出するためには、そもそも日本において「剥奪されている」、「排除されている」とはいったいどのような状態なのかについて、量的、質的に検討していく必要があると論じた。

### C-5) 「各国の居住保障政策」

調査対象国 (フランス、デンマーク、イギリス) における住宅手当 (家賃補助) 及び社会住宅の現状が把握された。詳細は報告書巻末の個別の資料を参照されるべきであるが、フランスとデンマークは社会住宅 (非営利住宅) と住宅手当 (家賃補助) の補完関係が活用されている実態が、他方で英国では社会住宅の過少供給と Housing Benefit の給付の増大が起こっている実態が示されている。3 カ国に共通しているのは、財政的視

点からの給付抑制・削減の圧力が住宅手当（家賃補助）などの住宅政策に加わっていることである。

#### **C-6) 「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」**

初期値や遷移確率についての誤差等を精査する必要性はあるもののシミュレーションシステム全体の枠組みの構築は完了した。

### **D. 考察**

#### **D-1) 「相対的貧困率の推計」**

分担研究報告にあるとおり、平成 25 年度のデータを用いてこれまでの研究と整合的と考えられる結果が得られている。他年度のデータで同様に整合的な知見が得られるか、また、1990 年代から 2016 年までのマクロ的な社会経済状態の変化や単身化・高齢化など人口構造の変化などが貧困率に与えていた影響に関する分析を行い、貧困率の動態を明らかにする必要がある。

#### **D-2) 「住宅の質に関する研究」**

既存統計の多くが世帯単位で実施されているため、世帯主以外の世帯員の情報が少なく、個人単位の分析が困難である点の指摘は重要である。例えば、若年世代は親等との同居をしている場合もあれば、世帯主である場合も考えられる。個人単位で住宅について分析が可能である場合には、同年齢層で親等との同居・非同居により住宅にかかるどのような困難が潜在・顕在するのかを明らかにし得る。親からの独立、婚姻、離婚等のライフコース上のイベントの生起と住宅にかかる剥奪の有無の関連を、動的にも、把握することが可能になる。「住宅・土地統計調査」の公表データの分析から、最低居住面積水準未満率が 1 人世帯や 30 歳

代前半の若年層や女性において高いことが確認されていることから、このような分析は居住保障にかかる重要な視角を提供することになると予想される。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年度に実施した「生活と支え合いに関する調査」においては、世帯ごとの住宅の剥奪にかかる設問のみならず、18 歳以上の世帯員の個人属性が調査されており（国立社会保障・人口問題研究所 web サイト）、住宅・土地統計調査と合わせてその個票データを活用することで問題が一定程度解決されると期待される。

#### **D-3) 「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」**

今回行われた経済学の視点からの文献検討は、「剥奪」が経済学においてその源流とは異なる取扱によって分析の対象となっていることを指摘するものであり、非常に興味深い。Townsend (1979) が創始した剥奪の議論はそれ自体が、軽重はあるとは言え、望ましくないものであるという価値判断から出発するものである。

他方、今回の文献検討で渉猟された文献は、住宅がさらに上位の価値物の生産のための投入物と位置づけられている。それゆえ、当事者が住宅のある要素が極めて深刻な剥奪の状態にあると認識していても、上位の価値物（健康等）に希薄な影響しかもたらさない場合なども、現実に存在するかは実証分析の結果によるが、論理的には許容した上で分析が行われることになる。住宅政策はこれまで住宅自体を価値物として政策を行ってきたと考えられるが、このような政策は住宅を通じた（健康・教育・生活の質保障等の）政策とも分類されるべきかも

知れない。このような視点からの分析は居住保障のあり方について多面的な視野を与える興味深い分析であると考えられる。

#### D-4) 「社会的排除とその指標に関する研究」

政策的活用については当研究班の研究課題からは外れるが、大津分担報告が指摘する、EU 及びその領域国において、社会的排除を測定するための操作的な定義の設定やそれに基づく測定、政策的活用が活発に行われてきたこと背景には第1次(1973年)から第6次(2013年)までのEU拡大(外務省 web サイト)を含む組織としてのEUやEU 領域国の政治・社会的な状況があると考えらるべきであろう。

学術的な議論の活発さと政策的活用の状況については分けて考えるべきであろうが、学術的議論が我が国で低調であるわけでもなく、経済学分野では少ないながらも堅実に研究が進められてきていることが大津分担報告によって示されたと言えよう。他方で、社会階層論が直面している「社会階層」概念の定義にかかる困難が、相対的剥奪や社会的排除の概念と密接な観点の議論を行う研究においてもみられること、すなわち、相対的剥奪や社会的排除の概念の操作的な定義についての合意に至らないままに議論が展開しつつあることは、当該分野でこれらの研究が何を測定しようとしているかに関しての議論が蓄積されてこなかったことの結果と考えられよう。

いずれにしても、我が国においても相対的剥奪や社会的排除の実態を把握していくことは政策的に一定程度必要である。そのためには学術的な議論が学問分野を超えて行われることが要請される。学術的な議論を踏まえた上で相対的剥奪や社会的排除の

概念に操作的な定義を与えて、その実態調査を実施し、調査結果について幅広い学問分野から批判的な吟味を受けるプロセスが必要である。国立社会保障・人口問題研究所が平成29年度に実施した「生活と支え合いに関する調査」においてはこれらを把握するための項目が含まれており(国立社会保障・人口問題研究所 web サイト)、その個票データが利用可能となることは学術研究の進展のために重要な機会となろう。

#### D-5) 「各国の居住保障政策」

昨年度の調査対象国(スウェーデン、オランダ)、今年度の調査対象国(フランス、デンマーク、イギリス)において住宅手当(家賃補助)及び社会住宅それぞれの制度の詳細及び課題、課題に対する政策的対応が把握されてきている。次年度の米国・ドイツ以て現地調査は完了するが、個別の国について、制度設計の詳細を歴史的経緯から現状の課題までを、社会保障制度全体における居住の側面の位置づけを含めて、社会経済状態の変動を踏まえて明らかにすることは、日本において居住保障政策の方向性を検討するために非常に重要な基礎的作業となる。

既存研究では、住宅政策イデオロギーとしてのユニタリズムとデュアリズムの区別(Kemeny 1995)に依拠した議論が行われてきた。デュアリズムの国の例として日本があり、ユニタリズムの国の例としてスウェーデンがあり、居住形態は前者では持ち家優位、後者では借家優位とされてきた(佐藤 1999などを参照)。しかしながら、New OECD Affordable Housing Databaseの最新年(2014年)の値では、持ち家率はユニタリズムの国でもフランス(61.4%)、スウェーデン(62.1%)と日本(61.7%; 2013年

住宅・土地統計調査)と近接してきている国もある。デュアリズムの国とユニタリズムの国(少なくともスウェーデン、フランス)において住宅政策が長期的な影響(ないしは関連)を実際に持ったのか、経済成長などの他の要因が影響(ないしは関連)していたことによるのかなど、個別の国の詳細な調査と統計データによる国際比較を適切に融合して、各国の居住保障政策の実態を多面的に明らかにすることが重要と考えられる。

#### D-6)「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」

所得の各項目と、それを決定する働き方を精緻化するとともに、租税、保険料などについても、控除のあり方や地域に合わせた設定などの精緻化、所得分布の初期値について公表された値と整合させるプロセスについてはさらなる精査、が必要である。また、平成28年度の国民生活基礎調査を用いて初期値を計算するなど、最新の情報を用いてモデルを改善する必要がある。さらに、そのような作業を行いつつも様々なシナリオを設定し、シミュレーション結果の挙動を確認していくプロセスが必要である。一定の前提のもとにシステムの動態を記述していく性質をふまえつつ、その結果について様々な観点からの吟味を行ってさらにシミュレーションしていくことが必要となる。

#### E. 結論

研究班全体として、日本国内の状況についての数量的分析結果を、今年度利用可能になる「生活と支え合いに関する調査」平成29年度版個票データの分析結果を含めてさらに迅速に算出すること、各国の住宅手当(家賃補助)・社会住宅を核とした居住保

障政策の分析及び各国を横断する分析をさらに詳細に行うこと、それら個別の検討結果を本研究班員全体で議論して分析内容の精緻化・総合化を図ることが必要である。

#### F. 健康被害情報

該当なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的所有権の出額・登録状況(予定もふくむ)

1. 特許取得
  2. 実用新案登録
  3. その他
- 該当なし

#### 文献

Kemeny, J. From Public Housing to the Social Market, Routledge, 1995.

New OECD Affordable Housing Database  
<http://www.oecd.org/social/affordable-housing-database.htm>

Townsend P., (1979) Poverty in the United Kingdom, University of California Press.  
外務省 web サイト : 欧州連合 (EU)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>

佐藤岩夫『現代国家と一般条項』創文社,1999.

国立社会保障・人口問題研究所 web サイト  
[http://www.ipss.go.jp/site-ad/index\\_Japanese/ss-seikatsu-index.html](http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/ss-seikatsu-index.html)

(web サイトについては2018年5月31日アクセス確認)